

令和6年度伊豆沼・内沼自然再生協議会関係活動計画(案)

運営事務局

	時期	名 称	主な内容	会 場	対 象
1	5月	第1回運営事務局会議	○令和6年度年間活動計画について 等 ○今後の進め方について 等	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター(予定)	・運営事務局
2	(6月～11月)	学識経験者意見交換 (自然再生事業に関する情報交換会)	○自然再生事業に関する意見交換・情報交換	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター(予定)	・協議会委員 ・運営事務局 ・関係者
3	2月上旬	第2回運営事務局会議	○第20回協議会の報告・協議内容及び進行について	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター(予定)	・運営事務局
4	2月中旬	第20回自然再生協議会	○令和6年度伊豆沼・内沼自然再生事業等について ○令和7年度事業計画について	栗原市内	・協議会委員 ・関係者

令和6年度 自然再生事業等実施計画(案)【宮城県実施分】

宮城県環境生活部自然保護課

自然再生事業
(国庫補助)

1 水生植物保全整備



項目	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 埋土種子発芽試験	湖内の底泥を採取し、埋土種子の発芽試験を行う						←→						
2 系統保存, 増殖, 移植	発芽試験で得られた, クロモやジュンサイなどの系統保存及び沼内移植を行う(1,500株)				←→	←→	←→						
3 食害等防止柵設置	移植したクロモ等をアメリカザリガニ等の食害や波浪から守る柵を設置		←→				←→	←→					
4 沼内生育状況調査	クロモ等の水生植物の生育状況調査				←→		←→						

2 湖岸植生保全整備

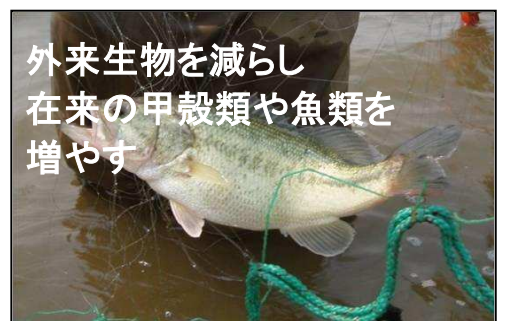


項目	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 ヨシ群落刈払い	健全なヨシ群落維持のためのヨシ刈払い(1.0ha)									←→	←→		
2 エコトーン造成	湖岸や砂質域の浸食を防止する柵を設置し、適切な水位管理と合わせてエコトーンを創出する(1ha程度)						←→	←→	←→				
3 鳥類モニタリング ※よみがえれ在来生物プロジェクトの一部として実施	鳥類の生息地としての反応を見るため、特にエコトーンの造成によって期待されるカイツブリやオオバン等の生息や繁殖などをモニタリングするもの。	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

3 水質改善効果検討調査

項目	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 水質改善に向けた調査	水質調査						←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

4 よみがえれ在来生物プロジェクト業務



項目	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
外来生物対策 1 電気ショッカーボートによる外来魚の駆除	電気ショッカーボートによる, オオクチバスやブルーギルの駆除	←→	←→										
2 流域ため池における外来生物の駆除	ため池を池干して, オオクチバス, ブルーギル, アメリカザリガニ等を駆除する						←→	←→					
3 外来水生植物及び外来植物の駆除	オオハンゴンソウ等の駆除				←→	←→							
在来生物対策 4 在来生物生息状況調査	6種類の目標生物(ミコアイサ, ヌカエビ, ゼニタナゴ, オオセズジイトトンボ, カラスガイ)の生息調査 ※クロモは自然再生事業			←→	←→		←→	←→	←→				
5 二枚貝の増殖・移植	ゼニタナゴやタナゴが産卵するためのカラスガイの増殖試験						←→	←→	←→				
6 市民参加による保全対策による普及啓発	在来生物の増殖・植栽に市民参加による普及啓発			←→	←→	←→							
7 ハス等刈払いとモニタリング	湖内の酸素濃度改善のためのハス刈払い(20ha)		ハス刈払い モニタリング	←→	←→		←→	←→					

※ハスの刈払いについては、今年度の増水による影響をみながら実施予定

5 ワイズユース推進基盤整備業務

項目	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 水生植物園の再整備 水生植物園の利活用の整備	歩道整備, 観察湿地の整備, ベンチ・水生植物説明板の設置				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

みやぎ環境税活用事業

伊豆沼・内沼自然再生協議会の名称の使用について

運営事務局

伊豆沼・内沼では、環境保全を図るため、自然環境保全財団を中心に、各管理者や法令担当部局で、それぞれ注意喚起の看板を設置しているところです。

しかし、環境保全は1者で実施しているものではなく、行政や地域が一体となって行っているという姿勢を示していくことが重要であると考えられます。

そのため、今後運営事務局関係部局において、こうした注意喚起等の看板を設置する際には必要に応じて、「伊豆沼・内沼自然再生協議会」の名称を使用させていただきたく提案します。

なお、使用にあたっては、設置主体の名称や連絡先を記載するとともに、使用した場合は、当協議会で報告いたします。



R6.1 シマエナガ撮影者向け注意喚起(財団作成)